



2026年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文
(コード: 9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

子会社監査役による子会社取締役の行為の差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社子会社であるトーシンコーポレーション株式会社（以下「トーシンコーポレーション」といいます。）の代表取締役である石田雅文氏は、2026年1月21日、トーシンコーポレーションの監査役である石田ゆかり氏から、取締役の行為の差止仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）に係る書面を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立ての内容

- (1) 石田雅文氏は、トーシンコーポレーションを代表して、TOSHIN広小路本町ビル（愛知県名古屋市中区栄二丁目4番3号）に係る土地及び建物（以下「本件不動産」といいます。）を第三者に売却し、又は所有権移転登記手続きをしてはならない。
 - (2) 石田雅文氏は、トーシンコーポレーションを代表して、2026年1月29日に予定されている本件不動産の売買契約に基づく決済、引き渡しその他一切の処分を行ってはならない。
 - (3) 石田雅文氏は、当社から借り入れている借入金を、トーシンコーポレーションの取締役会の承認なく返済してはならない。
- との裁判を求める。

2. 本申立てに至る経緯

当社は、2025年11月26日付「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」にて公表したとおり、本件不動産の譲渡を決議し、2025年12月に譲渡契約を締結するとともに、2026年1月の決済に向けて準備を進めておりました。本件不動産は、当社の子会社であるトーシンコーポレーション（株式保有比率は当社が90%、当社の株主である株式会社ジェットが10%）の所有不動産であるところ、トーシンコーポレーション監査役である石田ゆかり氏が、トーシンコーポレーションの取締役会決議による承認を経ずに、重要な財産に該当する本件不動産の処分を決定し、また、親会社である当社への借入金の返済をしようとしているとして、トーシンコーポレーション代表取締役である石田雅文氏に対して、上記1(1)乃至(3)の裁判を求める申立てを行ったものです。

3. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがなされた裁判所： 名古屋地方裁判所
- (2) 本申立てがなされた年月日： 2026年1月16日

4. 本申立人の概要

石田ゆかり氏（トーシンコーポレーション監査役）

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。また、

同氏は、当社の管理部長（財務担当）でありましたが、2026年1月9日の当社取締役会決議において、これを解職しています。

5. 今後の見通し

石田雅文氏としては、トーシンコーポレーションにおける法令及び定款上必要な手続及び機関決定は既に適切に実施され、又は実施が予定されていることから、本申立てが認められる理由はないと考えております。弁護士と相談の上、本申立ての却下を求めて対応する方針です。本申立てにつきまして、仮処分の決定等、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

なお、本申立ては、個人である石田雅文氏が相手方とされているものであり、法人である当社又はトーシンコーポレーションが相手方とされているものではありません。

以上